

# 概念分析としての言説分析

——「いじめ自殺」の〈根絶＝解消〉へ向けて——

間山 広朗

## 1. はじめに

本稿の具体的関心は、「いじめ自殺」の〈言説＝語り方〉にある。「いじめ自殺」言説については、すでに山本が本誌第59集の「言説的实践とアーティキュレーション」（1996）において、善意の言説が死をもって主体となるべく個人を吸い寄せてしまう悲劇を指摘している。これをスローガン風に言い換えれば、「言説が現実を〈つくりだす〉（したがって言説の再編成もまた可能である）」ということになる。問題はこの〈つくりだす〉ということばにどのような意味をこめるかである。

1980年代初めまで「いじめ」は「ささいなこと」とであると語られていたが、86年鹿川君事件と（その後一時の「沈静化」を経て）94年大河内君事件のセンセーショナルな報道を通じて「ささいなこと」などではなくなり、「いじめ」の悪質化・陰湿化が問題視されるようになった。この見解はおよそ認めることができるだろう（山村 1995, 山本 1996, 徳岡 1997, 伊藤 1997）。

そこで本稿は、このような事態に対する常識的な理解——「いじめ」は昔からあったが悪質化したために「いじめ自殺」が起こった——に対する、ある教育社会学的見解——「いじめ自殺」は昔からあったが問題視されていなかっただけである（かもしれない）——に対して批判的考察を行うことから議論を始める。つまり、昔から（言説の流通以前にも）「いじめ自殺」は「あった」というべきか？ という問いに答えることが最初の課題ということになる。もちろん、これはいたずらにポストモダニズム的な方法論議に興ずるための問いではない。

教育社会学において教育問題が論じられる時、論者の規範的態度は直接表明されないことが多い。このことに不満を感じるわけではないのだが、本稿は副題どおり、「いじめ自殺」の根絶を目指す方向にあるということを明言しておく。このために、言説以前に「あった」のか「なかった」のか、を論じようと思うのだ。「いじめ自殺」を防ぐために一般的に必要とされてきたのは、被害者のケアや（潜在的）加害者への教育であるだろう。たしかに、このような〈実体的〉実践は必要であるし何らかの効果をもたらすに違いないが、「いじめ自殺」を根絶することはできまい。被害者の「シグナル」は見落とされるかもしれないし（むしろ「見落とし」は事件後に遡及的に構成される）、教育によって「いじめ」を根絶するというのは、教育が「犯罪」をなくすことができないのと同じく不可能である。

繰り返しになるが、本稿の対象は「いじめ自殺」の〈語り方〉であって「いじめ」ではない。「いじめ」問題は本稿とはまた別の議論を要するだろうし、「いじめ」をなくすことで「いじめ自殺」を根絶しようとするというわけではないということでもある。また、〈語り方〉を対象とするということは、「いじめ自殺」そのものを対象とすることであって、〈実態〉についての説明の是非を問うことではない、ということも断っておきたい<sup>(1)</sup>。

## 2. 〈言説＝語り方〉研究の照準

### (1) 言説以前の「同種の事件」——言説と実態——

伊藤は、「現在のいじめは自殺や殺傷に至るほど悪質化しているとされるが、過去にもいじめとは表現されなかっただけで、今日いじめによる自殺や殺傷とされるのと同種の事件は起こっていた」と述べている（伊藤 1997, 219頁、傍点引用者）。「同種の」と慎重なことばが使われているが、この記述は「いじめ自殺」言説の流通以前に「いじめ自殺」が「あった」と述べているに等しい。「いじめ自殺」は昔からあったのだが、カテゴリーの「ドメイン拡張」によって可視化し問題視された（にすぎない）、ということになる。また、広田は、子ども研究に対する構築主義の利点を、「大人の側の視線や関心の変化という次元を分析するためのツールを提供してくれている」点に認め、『子どもが変わった』『新しい問題が生じている』といった把握は誤りで、子供に対する大人の視線や関心が変わったり、従来からあった出来事が『問題』として注目されることで、あたかも新しい問題が生じてきたかのように見えるという可能性がある」と述べている（広田 2001, 353頁）。つまり、「いじめ（自殺）」問題の「深刻化」とは〈実態〉についての誤解である（かもしれない）、という見解

である。

慎重な表現が用いられる両者の共通点は、「客観的な社会の状態」としての〈実態〉が想定されている点にある。ただ、このような意味での〈実態〉を「正確に」把握することはなかなか難しいというわけだ。この問題は、ウールガーとポーラッチ（1985＝訳書2000）のOG問題（Ontological Gerrymandering 存在論的恣意的線引き）の指摘を契機とした「構築主義論争」の問題でもあるが、方法的議論はすでに中河（1999）などによって十分に行われているので深入りは避け、具体的関心にもとづいて本稿の立場を述べておくことにしよう<sup>(2)</sup>。まず、「いじめ」は昔から「あった」わけではない。逆にいえば、昔から「あった」のは、告発されるべき犯罪として同定される「恐喝」であったり、「ささいなこと」として同定される「無視」「悪口」であって、「いじめ」ではない。したがって、「いじめ」の〈実態〉が「悪質化」「陰湿化」したかどうかは考えること自体ができない。つまり、新たなカテゴリーとして登場した「いじめ」とは子どもの「歴史」において突如現れた全く新たな「問題」であると言うべきだ、という立場を本稿はとる。そして、「いじめ自殺」の〈語り方〉こそがこのことを示していると思われるのである。

## (2) 社会的行為の〈記述＝同定〉の規準

伊藤は、「いじめ自殺」と「同種の」事件が（言説以前に）あったということを、「（1963年八戸市で）中学三年生が級友三人にお金を巻き上げられつづけ、お金を渡さなければ袋だたきにあうのを苦にして自殺している」という事例をもって証拠としている（伊藤 1997, 230頁）。この事態を「恐喝」と呼ぶことが許されるならば、伊藤は「恐喝」を苦にして自殺することと「いじめ」を苦にして自殺することを〈同定〉していると言える。本稿はこの〈同定〉に対してクレームを申し立てようと思う。「同じである」とはどういうことなのか。この問いは、ある行為をそれとして〈同定〉する、つまり〈記述〉するということはどういう営みなのかという問いでもある。本稿ではこれを〈記述＝同定〉と呼び考察を進める。

われわれは日常的にある行為をそれとして難無く〈記述〉している。例えば、「無視」「悪口」「暴力」はそれぞれ違う。そしてそれら自体も……と無限にこの議論を続けることはできる。つまり、具体的場面で起こっている出来事は原理的にはどれ一つとして「同じ」ではない。にもかかわらず、われわれは子ども同士のあるトラブルを何の迷いもなく「これはいじめだ」と〈記述〉することができる<sup>(3)</sup>。同様に、「いじめ自殺」言説以前の「恐喝を苦にしての自殺」は、（言説以後の）「いじめ自殺」（と

同じ)であると〈記述〉することも確かにできる。だが、ジェフ・クルターが、「わたしたちは、記述するとき、しばしば繋がりを作り出すということをしている。『X』と『Y』が同じ行為であると主張することは、両者のあいだに繋がりを作り出すことでもあるはずだ」(Coulter 訳書 1998, 32-33頁)と述べるように、行為の〈記述〉とは、「実体」を写し取るような作業ではなく、何らかの〈同定〉作業をおこなうことでもある。したがって、問題は、行為の〈記述＝同定〉の「達成」が適切か否かの規準は何に求められるのかということになる。

社会学において「自殺」といえば、真っ先にデュルケムの『自殺論』が想起されるかもしれない。しかし、客観的定義によって行為を同定するデュルケム流のやり方には無理があるように思われる<sup>14)</sup>。なぜなら、ピーター・ウィンチが述べるように、「社会学者が研究している対象とは、彼の研究そのものと同じく、一つの人間の活動であり、したがって、規則に従って営まれているからである。そしてこうした活動について何を『同じ行為』とみなすべきかを決定するのは、社会学者の研究を規定する規則であるよりは、むしろこれらの〔活動が従っている〕規則なのである」(Winch 訳書 1977, 107頁)。つまり、二つの行為が「同じ行為」であると言えるかどうかは、両者が「同じ規則」に従っているかどうかによる、ということになる。

では、両者が「同じ規則」に従っているかどうかはいかにして〈記述＝同定〉できるのか。ウィトゲンシュタインは次のように述べている。「われわれが『規則に従う』と呼び、『規則に叛く』と呼ぶことがらのうちにおのずから現れてくるような、規則の把握〔のしかた〕が存在する」のであり、「〈規則に従う〉ということは一つの実践である」(Wittgenstein 訳書 1976, 162-163頁, 傍点引用者)。「規則」に対するこの理解は、「ともかくも言語ゲームが成り立っているという事実が、規則の規則としての存立を後からかろうじて可能にしている」と言い換えられよう(永井 1995, 154頁)。そこで本稿の関心からすると、問題は、「いじめ自殺」言説以前の〈子ども間のトラブルを苦にした自殺〉において、「いじめ自殺」と「同じ」言語ゲームが成立し得ただろうか、ということになる。

### (3) 「いじめ自殺」概念の規範性——因果的説明の論理と倫理——

次節では、この問題を子どもの「自殺動機」の〈語り方〉という経験的データを用いて「いじめ自殺」概念の分析を試みようと思うが、その前にピーター・ウィンチの「概念」の規範性に関する議論に基づいて論理的な解答を示しておくことにしよう。

「人間は彼らが命令や服従という概念を形成するようになる前から、命令を出した

り、それに服従していたかもしれないと考えることは無意味だろう」(Winch 前掲書, 154頁)とウィンチが述べるように、XとYが「同じ行為」であると有意味に述べるためには、当の行為者が「同じ概念」を有していることが必要である。つまり、「いじめ自殺」言説の流通・形成以前に「いじめ自殺」があったと考えることは無意味だということになる。

ウィンチは、『雷』ということばは『理論を内包している』(theory-impregnated)」(Winch 前掲書, 153頁)と述べるが、「いじめ」「自殺」ということばもそれぞれ「理論を内包している」し、当然、「いじめ自殺」ということば(概念)も「理論を内包している」。どういうことか。まず、「いじめ自殺」ということばは、字義通りには自殺するのがいじめた側なのかいじめられた側なのかを明らかにしていない。にもかかわらず、われわれにとってそれは自明である。もちろん、「いじめ」が「自殺」の「原因」であるということも自明である。重要なのは、「いじめ自殺」ということば(概念)が、「いじめ」がそれだけで「自殺」に値するほどのものでありうるという規範的な「理論を内包して」しまっていることだ。

一般的に、「いじめ自殺」という〈行為〉は、被害者が(文字どおり)「死ぬほど苦しい」から、という〈心〉の状態によって因果的に説明される。だが、このとき、〈心〉と〈行為〉の特定の状態は、それぞれ独立に観察できるものではない。両者は互いに互いを言及する関係にある。この「一般的な説明」の論理を否定(して違う説明を)することもできるかもしれないけれど、ここではむしろ、「死ぬほど苦しいから自殺する」という「論理」は同時に「倫理」でもあるということを指摘したい。つまり、被害者がほんとうに「死ぬほど苦しい」ならば「自殺」しなければならない(するはずである)、という意味で「倫理的関係」でもあるのだ(黒崎 1997, 45-48頁)。

### 3. 概念分析としての〈言説＝語り方〉分析<sup>(5)</sup>

#### (1) 分析対象と「データ」の使用目的

言説分析に対する批判として「データの恣意的な使用」が指摘されることがよくある。自己の仮説や理論を「実証」するために都合の良いデータを選択しているにすぎない、という批判である。「言説分析」と一口に言っても統一的な指針などないように思われるが、ここで、本稿の立場を分析対象と「データ」の使用目的の観点から述べておきたい。言説分析の対象を便宜的に分類するならば、「語られる内容」の分析と「語られる方法」の分析とに分けることができる。前者の場合、例えば赤川

(1999) のようにフーコー流の「言説空間」や言説の「全域性」を想定しその再構成を目的とするならば<sup>6)</sup>、たしかに、「言説をあたう限り多く採取する作業というのは、言説分析にとっては必要条件」であり、「それなしに言説分析の精度を高めることは極めて難しい」だろう(赤川 2001, 93頁)。だが、後者を対象とする本稿は「言説空間・全域性」を想定するわけではない。

以下で取り上げるいくつかの〈語り〉は、何らかの経験的命題を「証明」するために「選択」されるわけではない。西阪(1997)は、「相互行為分析」が明らかにした知見を通じて、「規則」というものが実践のうちに「おのずから現れてくる」さまを次のように示している(59-72頁)。例えば、「話し手が受け手に視線を向けたとき、視線を向けられたその受け手は話し手のほうに視線を向けていなければならない」と定式化された「規則」は、たびたび破られることもあるので経験的命題としては定式化することなどできない。だが、注目すべきはその「規則」が「破られる」ことが観察可能であることである。実際、行動レベルでは、話し手が受け手に視線を向けたとき、受け手が話し手に視線を向けないこともよくあるが、その時話し手は、間をあけたり、ことばを途切れさせたりする。そして、相手がその間に視線を自分に向けたならば、その時点で発言を再開する。ここから言えることは、上で定式化された規則とは行動パターンの記述ではなく、「通常でないこと、逸脱的なこと、すなわち『違反』がまさしく『逸脱』『違反』として当人たちによりマークされている状態を観察し記述したもの」だということだ。「当人たちにより違反が違反としてマークされていること、そして逆にそのような違反がないときには、事態は無標のまま、すなわち『通常のこと』として進行していく」という実践のうちに上の「規則」は「おのずから現れて」いるのである(59-60頁)。

本稿が〈語り〉を取り上げる目的は——再び西阪(2001)のことばを借りて述べるならば——、「経験的な命題ではなく、経験を産出するための、経験に先立つ『概念的』命題」(13頁)について、「読者にカテゴリーの『結合関係』(すなわち概念の文法)を思い起こさせる」(18頁)ことにある。つまり、「概念的命題」——すなわち「規則」、あるいは規範的秩序、一般的期待——の解明が「データ」の使用目的ということになる。したがって、「データ」使用の恣意性が問題となるというよりも、むしろ、取り上げる〈語り〉をどのような意味での「データ」とみなすかということが問題になる。

## (2) 「いじめ自殺」言説以前の子どもの「自殺動機」の〈語り方〉

1978年に出版された『子どもの自殺』において、子どもの自殺動機は、家庭問題、学業問題、交友問題、精神障害、病苦というように分類されていた（稲村 1978）。当然、当時は「いじめ」ということばは流通していないが、「交友問題」はさらに、「主として友人の欠如と、失恋である」と分類され、「現代の子どもたちの共通の悩みは、親しい友達が得られぬことでもある。（中略）具体的な内容としては、友達が一人もいない、友達からバカにされた、裏切られた、無視された、友達が信じられない、などである。（中略）要するに孤立して友達との交流ができぬ点で共通している」と語られていたのだ（稲村 1978, 43頁, 傍点引用者）。冒頭で取り上げた「ささいなこと」という語り方においても示唆されていたが、「いじめ自殺」言説の流通以前、一見現在の「いじめ」と「同種の出来事」であるようにも思える〈子ども間のトラブル〉は、それだけでは自殺動機として認められていなかった。ここで、上記著作中で「友人の欠如」を動機として自殺したい、という「相談者の語り」を取り上げる。

「(11歳) わたし自殺を考えているんです。小学四年の時から仲間はずれになったような気がして。勉強のグループでも一人だけ取り残されてしまった。母は妹には好きなお菓子など買ってあげたりするが、わたしのことはちっともかまってくれない。死んじゃいけないという声も自分の中から聞こえてくるんですけど、やっぱり死んでしまいたい。何も好きなものはなく、頭もあまりよくないし……」（稲村 1978, 44-45頁, 傍点引用者）。

ここでまず気がつくのは、「いじめ」と「同じ」ように思える〈出来事〉が、それだけでは自殺の原因として不十分であることがみてとれることである。それは、「何も好きなものはなく、頭もあまりよくないし……」という言明に現れている。つまり、当時、現在からみればそう判断できる「いじめ」だけでは、自殺を有意味な形で「志願」することができなかったのだ。言い換えれば、「“いじめ”はそれだけでは自殺に値しない（しなかった）」。これが「当時の」概念的命題である、とひとまず言っておこう。

しかし、次のような疑問が生ずるかもしれない。この「データ」は二次資料<sup>(7)</sup>であり、また、「相談者の語り」といってもおそらく相談の受け手との会話が（著者によって）まとめられたものであるという点で不適切だ。「相談者の語り」といって

も、会話のなかで相談の受け手が「何か好きな事はないの？」などと尋ねたので相談者が上のように答えたのではないかと。相談者自身にとっては〈子ども間のトラブル〉だけで「十分」自殺に値するように語ることもあったのではないかと。

そうであるかもしれない。しかしそうだとすると問題は、第1に、受け手に「何か好きな事はないの？」と言わしめたものは何なのかということになる。第2に、いかに行為者（ここでは相談者）がある「動機」を当の行為にとって「十分」であるように語ろうとも、それは公的に認められなければ、ある〈出来事〉として成立しない。実際そのような〈語り〉自体はいくらでも存在したのかもしれないが、すでに述べたように、〈語り方〉を対象とする目的は、行動レベルの記述にあるわけではない。

つまり、第1に、自殺志願者本人が〈子ども間のトラブル〉がそれだけで自殺動機として十分であるように語る場合があるからといって、上で述べた「概念的」命題——「〈子ども間のトラブル〉だけでは自殺の十分条件にはなり得ない」という一般的期待——が「誤り」ということになるわけではない。むしろ、上記概念的命題（規則）は、語り手が——著者に尋ねられたからでもそうでないとしても——「何も好きなものはなく、頭もあまりよくないし……」と語らなければならなかったという事態のうちに「おのずから現れて」いる。語り手の自殺動機はこの「何も好きなものはなく……」という言明によって、上記概念的命題からの「逸脱」「違反」として有標化されていることが観察可能なのだ。

第2に、〈子ども間のトラブル〉がそれだけでは自殺動機として十分ではない、という一般的期待があればこそ、「真の動機」が探られることになると言える。実際、上の〈語り〉における自殺動機は「友人の欠如」として著者によって分類されていた。言い換えれば、上の〈語り〉において成立している〈出来事〉とは、現在でいうところの「いじめ」を苦にして自殺したいという「相談」とは異なる〈出来事〉なのだ。〈出来事〉の成立という観点からさらに考察するならば次のように言える。

例えば1980年の大阪府高石市の事件では、当初警察は「気の弱いいじめられっ子の自殺」というように、自殺者個人の性格などに「原因」を帰属していた（『朝日新聞』9月27日付）。それに対して遺族は、「そんなささいなことで死ぬような子ではない」と反論して独自に調査した結果、「恐喝」の事実をつきとめた。「同級生に脅され／殴られ“金策”に困って」というこの事件を報じた新聞記事のタイトルからは、「恐喝」のみに自殺の「原因」が帰属されることに対するためらいが読み取れる。さらに、「自殺」に至るまでの経緯として、「最後には“金策”に困り、思いあまって自殺したのではないかと」という説明の仕方も特徴的である。この時、上記概念的命題が

らの「逸脱」「違反」として有標化されている「気の弱い」という言明や、「いじめなんかではなく恐喝があった」という論理、さらに、「恐喝」そのものに加えて「“金策”に困って」「おもいあまって」と述べざるをえなかったという事態、これらが構成する〈出来事〉の成立の仕方の内に上記概念的命題は「おのずから現れて」いる。

上で、「“いじめ”はそれだけでは自殺に値しない(しなかった)」,これが当時の概念的命題である、と述べた。だが、山本(1996)の指摘のように、そもそも「いじめ」問題とは死と結びつくことで登場したはずである。また本節で確認されたこととは、「いじめ」ということばで語られていなかった〈子ども間のトラブル〉は、「自殺」の十分条件として有意味に語られうる「いじめ」とは異なる〈語り方〉のうちにあったということである。ならば、上の「いじめ」ということばの使用法は概念的に間違っているということになる。その意味で、一見現在の「いじめ」と「同種の〈出来事〉」であるようにも思える、自殺に関連して語られる〈子ども間のトラブル〉はやはり「いじめ」とは「違う」ものであるとしか言いようがない。同様に、現在からみて「いじめ自殺」と「同じ」ようにも思える言説以前の〈出来事〉もまた、「いじめ自殺」とは「違う」ものであるとしか言いようがないのだ。

### (3) 〈出来事〉としての「いじめ自殺」の成立基盤

一方、「いじめ自殺」言説以降はどうだろうか。1985年出版の『子供!』も子どもとのインタビューをまとめて文章にしている。そのなかの次の〈語り〉をみてみよう。

「(15歳) 昼間ひまだから、テレビで『三時のあなた』とか見ているじゃない。そうすると、不良にいじめられたりとか、ぼくみたいにハダカにされたりして自殺したとか、そういう人のことがでてくる。だから、ぼく、よく自殺しないで耐えられたって、つくづく思ったもんね」(スタジオ・アヌー編 1985, 348頁, 傍点引用者)。

最初に確認しておかなければならないのは、上の〈語り〉は、前節で取り上げた「何も好きなものは無く……」という〈語り〉と「比較」しようとしているわけではないということである。なぜならば、2つの〈語り〉は全く別の性質のものであるし、また、本稿は「いじめ自殺」と「同種の事件」は「無かった」という立場をとるので、比較対象の同定自体できないはずだからだ。だが、「同種の事件」ということ

で一般的に想定されるであろう事態を取り上げることは、「概念の文法」を想起する上で役立つだろう。

ここで気がつくのは、傍点部の言明についてである。ここから言えることは、「いじめ」の被害者自身が自らの状況を、「自殺に値する『いじめ』であった」と捉えているということだ。これは、「いじめは（それだけで）自殺に値しうる」と言い換えられよう。これが、「いじめ」の概念的命題である。「よく自殺しないで耐えられた」という言明はこの概念的命題からの「逸脱」「違反」として有標化されている。「いじめは自殺に値しうる」という一般的期待があればこそ、「でも死ななかった」という経験が可能となるということだ。言い換えれば、この「一般的期待」は被害者を救おうとして発せられるにもかかわらず、被害者の〈苦しみ〉を、自殺を頂点とするマトリクスの中に「論理的」に（そして「倫理的」に）位置づけている点で悲劇的ですからある<sup>18)</sup>。もちろん、次のような遺書を遺し「自殺」した事例はほんとうの悲劇である（子どもの幸せ編集部編 1995）。「(86年, 中2) 友だちから（自分のことを）死んでしまってもいいとか、いないほうがせいせいする、などと言われる。これ以上、いじめに耐えられない。こうするより方法がなかった」(38-39頁)。「遺書」とは上記概念的命題からの「逸脱」「違反」が見当たらない〈語り〉である。究極的には、「(93年, 中3) いじめられるので死ぬ」(82-83頁)という〈語り〉である。この時、事態は無標のまま、ある意味で「通常のこと」として語られている（もちろん、「自殺はすべきではない」とでもいうべき規則からは逸脱しているが）。

#### (4) 〈語り方〉の変更と〈出来事〉の成立

不登校、セクハラ、DV、児童虐待、ストーカーなどをめぐる「語り方の変更」は、「社会的弱者」にことばを与えて事態を「好転」させる機能を果たしている、ととりあえずは言える。だが、「いじめ自殺」の場合は事情が違う<sup>19)</sup>。「弱者」はことばを与えられて有意味に「自殺」できるように「なった」のだ。「いじめられるので死ぬ」という短い「遺書」を遺しての「自殺」という行為は、「いじめ自殺」言説の流通以前には、社会的にというだけでなく、〈子ども間のトラブル〉の被害者自身にとっても有意味に成立しえなかったのではないだろうか（精確には「社会的」ということのうちに、被害者も含まれる）。

「語り方の変更」は、トラブルを観察する第三者の視線や対応を変更するという意味で、「言説は〈観察者の現実〉をつくりだす」と言える。「いじめ」は教師や親が敏感になることで可視化した「問題」であるようにも思えるし、「いじめ自殺」もま

た、観察者（社会）が「見方を変える」ことで可視化した「問題」であるようにも思える。

だが、上述のように、「見方を変える」のは観察者だけではない。〈トラブル〉の当事者（子ども）もまた「見方を変える」。つまり、「言説は〈当事者の現実〉をもつくりだす」と言えるのではないか。ウィンチの主張（前掲書、157頁）をことばを換えて言うならば、「いじめ自殺」という概念は、ただ単に「いじめ」を原因とする「自殺」という事実を説明するために発明されたものではない。それは、「子ども間のトラブルの被害者である」子どもたちに、彼らがとるべき行動の基準を与えている概念なのである。つまり、「いじめ自殺」とは、単に、観察者がある「自殺」の「原因」を「いじめ」であると〈記述＝同定〉するだけでなく、同時に、〈トラブル〉の当事者（被害者）が自らの〈トラブル〉を自殺に値しうる「いじめ」であると〈記述＝同定〉することによって成立する相互行為的な達成物／構築物としての〈出来事〉であるはずなのだ。

#### 4. 「いじめ自殺」の〈根絶＝解消〉のかたち——おわりに代えて——

冒頭で本稿は「いじめ自殺」の根絶を目指す方向にあると述べたが、こうすれば根絶できるなどといった便利かつオリジナルな方法を提示できるわけではない。だが、「いじめ自殺」の成立基盤が〈語り方〉にある——いやむしろ、「いじめ自殺」とは〈語り方〉そのものであると言うべきのように思う——ならば、〈語り方〉を変えていくことが事態を「変える」実践であるはずだ、という観点からいくつか整理した上で本稿の方向性を示したい。

これまでに明らかのように、本稿は山本（1996）に大きな示唆を受けているが、本稿が目指す〈根絶〉に関しても同様に示唆を受けている。例えば、「いじめ＝〈苦痛→死〉」と図示できる接合に対して、いじめ言説から〈苦痛→死〉のセットを分離して「差別」を接合する試みが取り上げられている。この言説実践が成功するならば、「いじめ被害者はもはや自らをいじめ言説に位置づけ、〈苦痛→死〉の選択を正当化することができない（中略）。正当化されるのは、いじめの被害者が死を選ぶことではなく、差別の告発者になることであろう」というのだ（84頁）。この試みも興味深い。本稿にとってより示唆的なのは、山本が「義務としての登校拒否」（1999）において取り上げている、「いわきいじめ訴訟」判決（福島地方裁判所いわき支部 1991〔1990年12月26日判決〕）である。

ここで事件の詳細や判決文を検討する余裕はない。山本（1999）の「読み」にした

がって以下整理しておこう。この判決は日本の裁判史上はじめて「いじめ自殺」に対して学校の過失責任を認めた点で多くの注目を集めた判決である。だが、本稿にとっても興味深いのは、同時に、「いじめ自殺」者本人に、自らの命を守る手だてを尽くす義務（「最低限の義務としての登校拒否」）が果たされなかったという過失が認められた点にある。このことは端的に判決結果の「過失相殺」にみてとれる。「過失相殺」とは被告－原告双方に過失がある場合、過失の割合に応じて賠償金額を割り引くというものである。判決は、学校に3割、家族に3割、そして自殺者本人に4割の過失の割合を認めている<sup>100</sup>。この判例は、「どんなに辛い状況であれ、生徒が自ら命を絶ったならば、その責任はまず自殺した本人にあるという大原則を立て」たのである。山本はこの判決を、「子どもを命の最終責任者として、判断し、表現し、行動する主体へと位置づけ直している」として、「子どもを大人によって守られ、解釈されるべき存在へと押し込めて」きた学校化社会の前提を疑い、教育を問い返す契機となる、「命の問題」系列のテキストとして読む視点を提示している（85-86頁）。

山本のこの「読み」を受けて〈根絶〉の問題に引きつけるかたちで読み替えるならば<sup>101</sup>、言説実践としての「いわき」判決は、「いじめ」と「自殺」の因果関係を切り崩す一つの契機であるように思われる。「いじめ」の責任は学校や加害者にあったとしても「自殺」の責任は本人にある、とみなすことは、これまでみてきた「いじめ自殺」の概念的命題——「いじめはそれだけで自殺に値しうる」——を変える力をもっている。いじめは被害者本人が自らの命の責任を放棄しない限り自殺に値しない、つまり「いじめはそれだけでは自殺に値しない」ということになるのだ。言い換えれば、「いじめ」の被害者は「いじめ」だけでは有意味に「自殺」できない。さらに言えば、「いじめ」は（文字どおりの意味での）「死ぬほどの苦しみ」の対象になりえないということになる。

これを〈出来事〉の成立という観点から言うならば、次のように言えると思う。従来とは違い、「いわき」判決は、『いじめ』を個々の加害行為には還元できない何物かであるとの認識にもとづいており〔『死』を『いじめ』の不可分の構成要素としている〕、その意味でこの裁判はわが国はじめての『いじめ裁判』であった」（山本 1999, 87頁）。言い換えれば、判決という最も公的な場で「いじめ自殺」という〈出来事〉をはじめて成立させたのが「いわき」判決だということになる。だが同時に、過失相殺に明らかなように、この〈出来事〉は「いじめ自殺」としては、ある意味では不完全である（過失相殺の割合から単純化すれば、〈出来事〉の3割は「いじめ自殺」、あとの7割は違う〈出来事〉とは言えないか）。「いわき」判決は、〈出来事〉と

としての「いじめ自殺」が完全に成立することを何とか拒もうとしているように思えてならないのだ。

カミュの小説『異邦人』の主人公ムルソーは、殺人事件の被告として裁判官に殺害動機を尋ねられて、「それは太陽のせいだ」と答える。小説全体を読むわれわれはこの動機を文学作品として理解することはできるが、作品中の周囲の反応は当然冷やかである。これを仮に「太陽殺人」と名づけるならば、「太陽殺人」を〈根絶〉するためにできることは太陽を輝かせないようにすることではない。作品中の社会の反応のようにこの動機を「認めない」ことである。「認めない」といっても、「嫉妬で人を殺してはいけない」というような道徳的な意味ではない。「太陽のせいで人を殺す」ということを有意味に理解しないということだ。言い換えれば、〈出来事〉としての「太陽殺人」を「認めない」ということになる。

この例はアナロジーに過ぎる感もあるけれど、トラブルの観察者だけではなく当事者をも含む、われわれ社会が「いじめ自殺」を〈出来事〉として「認めない」ことが、「いじめ自殺」の〈根絶〉につながっていくのではないだろうか。つまり、〈解消〉としての〈根絶〉という方向性もあるのではないかと思うのである。ひとつひとつの言説実践によって、「自殺」という〈出来事〉を構成する「原因」「動機」「責任」などの〈記述＝同定〉のされ方が変更され続けた結果、社会が「いじめ自殺」ということばに理解を示せなくなった事態。「いじめ自殺」の〈根絶＝解消〉とは、このような事態のことである。

言説実践としての「いわき」判決は、この〈根絶＝解消〉の契機として読むことができる。そして、言説実践を重ねることを通してわれわれ社会の〈記述＝同定〉の規範的なあり方に疑問を投げかけ、〈言説＝語り方〉を変えることで「現実」を変えること。「いじめ自殺」という「現実」に向き合う研究実践には、このような可能性もあるのではないだろうか<sup>12)</sup>。

## 〈注〉

- (1) このように断る必要があるのは、山本（1996，84頁；2000，30頁）も繰り返し強調するように、言説研究に対する根強い誤解ゆえである。「言説のありようはわかるが、実態に目を向けてない」というありがちな批判は、言説を「客観的な実態」についてのラベル（説明）のようなものとしてとらえている。それに対して本稿は、「客観的な実態」から言説が産出されるのではなく、言説こそが〈実態〉を〈つくりだす〉ととらえる立場をとるということだ（加えて注(2)後半を参照のこ

と)。

- (2) OG 問題とは、まず、構築主義は事例研究に対して行わないはずの「問題」とされる「状態」に関する想定を実は密に行っているのではないかという指摘（例えば、ある「問題」に対する定義は変化した客観的実態は不変、というような）、次に、そもそも社会学的説明とはこのような存在論上の線引き作業を不可避とするのではないかというレベルの異なる2種類の問題である。中河（1999）は前者をOG 1、後者をOG 2として、避けられるOG 1に対しては注意深くあるべきだとする。OG 2は避けられないものの、実は「擬似問題」であり、構築主義にとって根本的な問題ではないとする（271-284頁）。OG 問題は、個々の事例研究に対して、何を「所与」とするのかに自覚を促すものであると思われる。本稿の場合、「所与」は「子どもの自殺」をめぐる言説実践の存在であり、客観的状态としての〈実態〉ではない。このような意味での〈実態〉もまたある種の（社会学的）言説実践による達成物／構築物であるはずだ、という立場である。したがって、言説から離れたところに〈実態〉そのものが「ある」とは考えられない。
- (3) 「無視」「悪口」「暴力」といった〈子ども間のトラブル〉をまとめて「いじめ」と呼ぶことにしているのだから、そんなことは当然だ、とふつう考えるかもしれない。言い換えれば、〈子ども間のトラブル〉を一般化して、「いじめ」という概念で名指すことにしている、ということになる。しかし、「人々はまず一般化を行って後にそれを概念に具体化する（embody）のではない。それどころか、そもそも彼らが一般化できるのは、ひとえに、彼らが概念を持っているためなのである」（Winch 訳書 1977, 55頁）。
- (4) 行為の同定に関するデュルケムのやり方の問題については、西阪が至る所で述べている（例えば、西阪 1997, 25-30頁を参照のこと）。また、デュルケムの統計使用の仕方自体に対する批判は、中河（1999, 65-98頁）に詳しい。
- (5) 本稿のタイトルでもある「概念分析としての言説分析」というネーミング及び分析視角は西阪（2001）の「概念分析としての相互行為分析」（1-22頁）にその発想を負っている。〈言説＝語り方〉も、対面的ではないもののある種の相互行為である。ただし本稿は、西阪（2001）とは異なる方向性を目指している。経験的探究に対して概念的探究の意義を示したのは、本稿で取り上げているウィトゲンシュタインやウィンチである。
- (6) 言説（の内容）を扱う際に、資料の全体性、全域性を想定する立場の是非自体に関しては、赤川（2001）が詳しく論じている。

- (7) 何を「一次」とし何を「二次」とするかは、「データ」の使用目的による。本稿は、有意味なものとして成立しているという意味での相互行為として〈語り〉を取り上げている。つまり、「相互行為としての言説」という観点からすれば、本文中の〈語り〉は十分に「一次資料」である。
- (8) この問題は、ミルズ（訳書 1971）の「動機の語彙」の問題でもあるし、サックス（1985）の「ヨブの問題」でもある。前者については、井上（1997）が「認知的秩序の防衛」ということを興味深い事例のもとに論じている（32-41頁）。後者については、清矢（1994）に詳しい。なかでも、「社会の成員による社会的行為の認知は、（略）『正しい手続きによる行為系列の実行』によって、非常に強く規定されているので、我々が、自らの行為を、社会の成員に理解できるように行為するためには、そのような行為系列に合致するような方法で自らの行為を方向づけることが要求されているのである」（9-10頁）という視点は、本稿の〈根絶〉にとって示唆的である。〈出来事〉が「行為系列」によって成立するものならば、「行為系列」そのものを何とかできないか、と思うのだ。
- (9) もちろん、「いじめ自殺」ではなくて「いじめ」の場合、教師や親に対する訴えを力強くするなどという点で事態を「好転」させているとも言える。だが一方で、「いじめ」は「死」を頂点とする〈苦しみ〉でありうるという規範は、〈苦しい〉ことを経験する仕方、つまり新たな〈苦しみ方〉を創出したとも言える。
- (10) 「被告に『いじめ』の加害児童側の名がないのは、裁判の途中でその家族との示談が成立したためである」（山本 1999, 87頁）。
- (11) もちろん、それを可能にするのも山本の慧眼あってこそであるし、山本（1996）における問題意識を考えれば、本稿の「読み」など想定済みで、何ら「読み替えて」いないのかもしれない。あるいは、山本（1999）の論稿全体が言説実践として本稿の「読み」を内包しているとも言える。ただ、山本（1996, 1999）がいずれも「主体」に焦点を当ててるのに対し、本稿は〈根絶〉という目的のために〈出来事〉に焦点を当てようとしている。
- (12) 山村（1995）、伊藤（1996, 2000）、北澤（1997, 1999, 2001）、徳岡（1997）は、本稿にとっての先行研究であるが紙幅の都合上取り上げられなかった。特に山村（1995）、徳岡（1997）はかなり早い段階から、「子ども」自身が「いじめ苦」を自殺動機として語り出すようになったことに注目している。なかでも徳岡（1997）の「フィードバック・モデル」に関する議論（148-173頁）は、本稿の視点と極めて近いもののように思われるかもしれない。「いじめ（自殺）」問題はマスメディア

等による状況定義が引き起こしたモラルパニックによってポジティブ・フィードバック（逸脱増幅効果）された結果、〈実態〉が変化した問題である（ならば、ネガティブ・フィードバックされれば〈実態〉は変化（＝事態の終息）する）、と同型の議論であろう、と。この議論はそれ自体慎重な検討を要するが、最終的に、言説を離れたところに客観的な社会の状態としての〈実態〉を想定している点で、本稿と方法論的には相容れないものがある。「変化」したのは〈実態〉ではなく（といってももちろん変化していないと言いたいのではない。そうではなくて〈実態〉をそのような対象としてとらえることに無理があるように思うのだ）、〈実態〉をめぐる〈語り方〉である。もう一つ断っておかなければならないのは、本稿は、稲村・斎藤（1995、45-109頁、特集「自殺流行とマスコミ」）のような、自殺報道が子どもに「影響を与えて」自殺が「誘発」されるという「説明」とは全く異なるものである。本稿は、報道が因果的に（特定の）自殺を「引き起こした」とは考えない。本稿が示しているのは、「いじめ自殺」の「原因」ではなくて、〈出来事〉の成立基盤である。

#### 〈引用文献〉

- 赤川学 1999、『セクシュアリティの歴史社会学』劉草書房。
- 赤川学 2001、「言説分析とその可能性」数理社会学会『理論と方法』Vol.16 No.1, 89-101頁。
- Camus, Albert 1942, 窪田啓作訳『異邦人』新潮社, 1954。
- Coulter, Jeff 1979, 西阪仰訳『心の社会的構成』新曜社, 1998。
- Durkheim, Émile 1897, 宮島喬訳『自殺論』中公文庫, 1985。
- 広田照幸 2001、『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会。
- 福島地方裁判所いわき支部 1991,「いわきいじめ訴訟第一審判決（1990年12月26日判決）」『判例タイムズNo.746』判例タイムズ社, 116-136頁。
- 稲村博 1978,『子どもの自殺』東京大学出版会。
- 稲村博・斎藤友紀雄編 1995,『現代のエスプリ別冊 いじめ自殺』至文堂。
- 井上俊 1997,「動機と物語」『岩波講座現代社会学第1巻 現代社会の社会学』岩波書店, 19-46頁。
- 伊藤茂樹 1996,『「心の問題」としてのいじめ問題』『教育社会学研究』第59集, 21-37頁。
- 1997,『「いじめは根絶されなければならない」——全否定の呪縛とカタル

- シス——」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか』新曜社, 207-231頁。
- 2000, 「子どもの自殺の社会的意味」『駒澤大学教育学研究論集』第16号, 23-47頁。
- 北澤毅 1997, 「ドキュメント分析と構築主義研究」北澤毅・古賀正義編『〈社会〉を読み解く技法』福村出版, 94-115頁。
- 1999, 「フィクションとしての『いじめ問題』」古賀正義編『〈子ども問題〉からみた学校世界』教育出版, 89-105頁。
- 2001, 「少年事件における当事者問題」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版, 114-132頁。
- 子どもの幸せ編集部編 1995, 『いじめ・自殺・遺書』草土文化。
- 黒崎宏 1997, 『言語ゲーム一元論』勁草書房。
- Mills, C.W. 1940, 田中義久訳「状況化された行為と動機の語彙」『権力・政治・民衆』みすず書房, 1971, 344-355頁。
- 永井均 1995, 『ウィトゲンシュタイン入門』筑摩書房。
- 中河伸俊 1999, 『社会問題の社会学』世界思想社。
- 西阪仰 1997, 『相互行為分析という視点』金子書房。
- 2001, 『心と行為』岩波書店。
- Sacks, Harvey 1985, “The Inference-Making Machine: Notes on Observability”, in van Dijk, T.A. (ed), *Handbook of Discourse Analysis* Vol.3., Academic Press, pp. 13-23.
- 清矢良崇 1994, 「社会化・言説・文化」『教育社会学研究』第54集, 5-23頁。
- スタジオ・アヌー編 1985, 『子供!』晶文社。
- 徳岡秀雄 1997, 『社会病理を考える』世界思想社。
- Winch, Peter 1958, 森川真規雄訳『社会科学の理念』新曜社, 1977。
- Wittgenstein, Ludwig 1953, 藤本隆志訳『ウィトゲンシュタイン全集 8 哲学探究』大修館書店, 1976。
- Woolger, S. and Pawluch, D. 1985, 平英美訳「オントロジカル・ゲリマンダリング」平英美・中河伸俊編訳『構築主義の社会学』世界思想社, 2000, 18-45頁。
- 山本雄二 1996, 「言説的实践とアーティキュレーション」『教育社会学研究』第59集, 69-88頁。

- 1999,「義務としての登校拒否」古賀正義編『〈子ども問題〉からみた学校世界』教育出版, 67-87頁。
- 2000,「教育問題研究の展開と可能性」日本社会病理学会『現代の社会病理』第15号, 19-37頁。
- 山村賢明 1995,「メディア社会と子ども論のジレンマ」門脇厚司・宮台真司編『「異界」を生きる少年・少女』東洋館出版社, 141-157頁。

## ABSTRACT

**Discourse Analysis as Conceptual Study:  
Toward the Dismantling of “*Ijime* Suicide”****MAYAMA, Hiroo**

(Graduate School, Rikkyo University)

3-34-1, Nishi-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo, 171-8501 Japan

Email: mayama@sb4.so-net.ne.jp

“*Ijime* suicide” (or suicide *caused* by bullying) has been one of the most serious problems in Japanese primary and secondary schools since the late 1970s. The problem has been widely studied in Japan. Generally speaking, the prevailing view is that though bullying has always existed, the situation of children committing suicide because of bullying is getting worse.

Against this prevailing view, some scholars in the field of the sociology of education claim that “*ijime* suicides” existed in the past, and bullying condition may not be getting worse, but what has happened is that people have become more sensitive. In other words, they refer to the social condition itself. However, if we strictly observe the methodological standard of social constructionism, the bracketing of the ontological status of “social problems,” we must conclude that they are making an error of “ontological gerrymandering.”

We may have a tendency to regard *ijime* as bullying. However, according to Jeff Coulter, To claim that ‘X’ is the same action as ‘Y’ can mean creating a connection between them rather than simply recording a pre-existing relationship. We may misunderstand the property of our description. According to Peter Winch, the human activity we study is carried on according to rules. Therefore, we need to study the rule-following discourse of “*ijime* suicide” carefully.

I would claim that “*ijime* suicide” *does not exist* until people learn of this term and the discourse. This is not an empirical, but rather a conceptual problem. Consequently, the aim of this paper is to solve this problems and explain “*ijime* suicide” itself analytically by focusing on the discourse involved, and then to indicate the possibility that a discursive reformation can dissolve “*ijime* suicide.”